

令和3年1月28日  
住宅局住宅生産課

## グリーン住宅ポイント制度の準備を本格化します！

～今後のスケジュール、追加工事の例、空き家バンク一覧を公表します～  
～ポイント発行対象となる建材・設備の募集を開始します～

本日、令和2年度第3次補正予算が成立したことを踏まえ、「グリーン住宅ポイント制度」について、今後のスケジュール、発行されたポイントの交換対象となる追加工事の例、本制度の対象となる空き家バンクの一覧を公表するとともに、ポイントの発行対象となる建材・設備の募集を開始します。

### 1 概要

本日、令和2年度第3次補正予算が成立したことを踏まえ、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度（別紙1参照）」について、ポイント発行申請の受付の開始に向けた準備を本格化します。

具体的には、今後のスケジュール、発行されたポイントの交換対象となる追加工事の例、本制度の対象となる空き家バンクの一覧を公表し、リフォーム工事においてポイントの発行対象となる建材・設備の募集を開始します。

### 2 今後のスケジュール（予定）

ポイント発行の対象となる建材・設備の募集開始	本日～
事務局ホームページの開設	令和3年2月中旬
ポイントの交換対象となる商品の提供事業者の募集開始	令和3年2月中旬～
ポイント発行の対象となる建材・設備の公開	令和3年3月上旬
ポイント交換の対象となる商品の公開	令和3年3月下旬
ポイント発行申請の受付	令和3年4月～遅くとも令和3年10月末※
ポイントの追加工事への交換申請の受付	令和3年4月～遅くとも令和3年10月末※
ポイントの商品への交換申請の受付	令和3年6月～令和4年1月15日

※予算の執行状況に応じて公表します

### 3 発行されたポイントの交換対象となる追加工事の例

発行されたポイントの交換対象となる「新たな日常」に資する追加工事、防災に資する追加工事の例は別紙2のとおりです（（別紙1）「3 ポイントの交換対象商品等」参照）。

### 4 本制度の対象となる空き家バンクの一覧

本制度の対象となる空き家バンクの一覧を公表します。詳細は国土交通省のホームページよりご確認ください（（別紙1）「2 ポイントの発行」既存住宅の購入①空き家バンク登録住宅参照）。

### 5 リフォーム工事においてポイントの発行対象となる建材・設備の募集

リフォームの対象建材・設備の募集を開始します。詳細は国土交通省のホームページより「対象建材・設備に関する登録及び運用マニュアル」をご確認ください（（別紙1）「2 ポイントの発行」住宅のリフォームの対象工事等参照）。

<問い合わせ先> グリーン住宅ポイント事務局 メール：[kenzai@greenpt.jp](mailto:kenzai@greenpt.jp)

<国土交通省ホームページ>

URL [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html)

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、39428、39471（内線）、FAX：03-5253-1629

# グリーン住宅ポイント制度の概要

## 1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

## 2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

住宅の新築(持家)		
対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

\* 特例の場合(以下のいずれかに該当)  
 ・東京圏から移住<sup>※1</sup>するための住宅  
 ・三世帯同居仕様である住宅<sup>※3</sup>  
 ・災害リスクが高い区域<sup>※4</sup>から移住するための住宅  
 ・多子世帯<sup>※2</sup>が取得する住宅

既存住宅の購入(持家)	
対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②東京圏から移住 <sup>※1</sup> するための住宅	
③災害リスクが高い区域 <sup>※4</sup> から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅の新築(賃貸)	
対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合)全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

住宅のリフォーム(持家・賃貸)			
発行ポイント数 : 1戸あたり上限30万Pt			
【上限特例①】若者・子育て世帯 <sup>※5※6</sup> がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)			
【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ			
対象工事等			発行ポイント数
断熱改修	窓・ドア	ガラス	0.2~0.7万Pt/枚
		内外窓	1.3~2万Pt/箇所
		ドア	2.4, 2.8万Pt/箇所
	外壁、屋根・天井又は床	外壁	5, 10万Pt/戸
屋根・天井		1.6, 3.2万Pt/戸	
床		3, 6万Pt/戸	
エコ住宅設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器		2.4万Pt/戸
	節水型トイレ		1.6万Pt/台
	節湯水栓		0.4万Pt/台
耐震改修			15万Pt/戸
バリアフリー改修	手すり		0.5万Pt/戸
	段差解消		0.6万Pt/戸
	廊下幅等拡張		2.8万Pt/戸
	ホームエレベーター設置		15万Pt/戸
		衝撃緩和畳の設置	1.7万Pt/戸
リフォーム瑕疵保険等への加入			0.7万Pt/契約

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント  
 ※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

いづれか必須  
任意

※1)東京圏から移住:一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住  
 ※2)多子世帯:18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3)三世帯同居仕様である住宅:調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅  
 ※4)災害リスクが高い区域:土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)  
 ※5)若者世帯:40歳未満の世帯、 ※6)子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯

## 3 ポイントの交換対象商品等

- ・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
  - ・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事
- ※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

グリーン住宅ポイント制度において発行されたポイントは、ポイントの発行対象となる住宅の建築、販売又はリフォーム工事を実施した工事施工者又は住宅販売業者が行う「新たな日常」に資する追加工事又は防災に資する追加工事に充当することができます。

想定される具体的な工事の内容については、下表の工事例をご確認ください。なお、工事例に該当しない工事であっても、工事目的のために行う工事は幅広く対象とすることができますが、インテリア用品や家電等の容易に持ち出せる物品の購入・搬入は工事に該当しませんので、ご注意ください。

①「新たな日常」に資する追加工事

工事目的		工事例
ワークスペース設置	屋内ワークスペースの設置	造り付けデスクカウンターの設置
		本棚・棚・引き出しの設置
	テレワーク関連設備の設置	間仕切り（ロールスクリーン、パーテーション）の設置
		システムキッチンのカウンターやキャビネットの設置
		天井・壁に固定する照明器具の設置（配線、ライティングレールの設置を含む）
間取りの変更	天井、壁に固定する映像装置（プロジェクター、モニター）の設置	
	天井、壁に固定するスピーカーの設置	
	コンセント・電源の設置（配線、分電盤工事を含む）	
	インターネット環境の設置（回線の引込み、居室への配線）	
屋外ワークスペースの設置	間仕切壁・格子壁の設置・撤去	
	天井、床の設置・撤去	
（共同住宅における）共用ワークスペースの設置	居室内の窓・格子窓の設置・撤去	
	窓、ドアの設置・撤去	
音環境向上工事	防音設備の設置	収納（クローゼット、押入、納戸、床上げ畳収納）の設置・撤去
	防音室の設置	プレハブ・ユニットハウス・ワークハウスの設置
空気環境向上工事	換気設備等の設置	日よけ・シェードの設置、テラス屋根・囲いの設置
	換気扇の設置	共用ワーキングスペースの設置
菌・ウイルス拡散防止工事	非接触型設備の設置	防音室の設置
	玄関周り等の洗面化粧台・手洗い器・立水栓の設置	壁・二重窓・ドアの設置
家事負担軽減に資する工事	キッチン周りの設備の設置	内窓の設置
	浴室周りの設備の設置	外窓の交換
空気浄化作用のある製品の設置	換気・通風機能付きドアの設置	防音換気設備の設置
	畳（い草製）の設置	防音フローリングの設置
抗菌・抗ウイルス建材の設置	珪藻土の塗壁工事	換気扇の設置
	壁・床・手すり・ドアノブの設置	網戸の設置
家事負担軽減に資する工事	キッチン周りの設備の設置	ルームエアコンの設置
	洗面所周りの設備の設置	換気・通風機能付きドアの設置
家事負担軽減に資する工事	トイレ周りの設備の設置	畳（い草製）の設置
	宅配ボックスの設置	珪藻土の塗壁工事
家事負担軽減に資する工事	家事負担を軽減する収納の設置	調湿性のあるタイル、壁紙の設置工事
	キッチンに設置する収納	タッチレス水栓の設置
家事負担軽減に資する工事	脱衣所・洗面所に設置する収納	タッチレス玄関ドアの設置
	トイレに設置する収納	タッチレス照明スイッチの設置
家事負担軽減に資する工事	家事負担を軽減する収納の設置	自動開閉窓・ドアの設置
	キッチンに設置する収納	セカンド洗面台の設置
家事負担軽減に資する工事	脱衣所・洗面所に設置する収納	外部水栓、手洗い器の設置
	トイレに設置する収納	壁・床・手すり・ドアノブの設置

②防災に資する追加工事

工事目的		工事例
停電・断水対策	蓄電池の設置	配線・分電盤工事を含む
	太陽光発電の設置	配線・分電盤工事を含む
	V2H・EV充電設備の設置	配線・分電盤工事を含む
	家庭用燃料電池の設置	配線・分電盤工事を含む
	非常用発電設備の設置	配線・分電盤工事を含む
	貯水システムの設置	配管工事を含む
	雨水タンクの設置	配管工事を含む
	電気設備の移設	蓄電・発電設備の架台設置
水害・台風対策	屋根瓦の飛散防止	エアコン室外機の架台設置
	窓ガラスの飛散防止	高耐力な瓦の設置
	止水板の設置	飛散防止ネットの設置
地震対策 (躯体に関する耐震対策を除く)	感震ブレーカーの設置	瓦止め（接着剤、漆喰）の敷設
	家具固定器具の設置	安全ガラス、雨戸、窓シャッター、ブラインドの設置
	窓ガラスの飛散防止	安全ガラスの設置

《注意事項》

- ・ポイントを追加工事に交換する場合、追加工事の実施が確認できる追加工事の請負契約書又は本体工事の請負契約書に付属する見積明細書等の提出が必要です。
- ・申請に必要な書類や提出方法は、事務局が後日公表する申請の手引きを必ずご確認ください。